

大阪府立八尾支援学校 学校いじめ防止基本方針

令和8年4月28日 改定

目 次

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方	P 1
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめ防止のための組織	
4 年間計画	
5 取り組み状況 (PDCA)	
第 2 章 いじめ防止	P4
1 基本的な考え方	
2 未然防止のための学校体制	
3 いじめ防止のための措置	
第 3 章 早期発見	P6
1 基本的な考え方	
2 いじめの早期発見のための措置	
第 4 章 いじめに対する考え方	P7
1 基本的な考え方	
2 いじめ発見・通報を受けたときの対応	
3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援	
4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言	
5 いじめが起きた集団への働きかけ	
6 ネット上のいじめへの対応	
7 いじめ解消の定義	
第5章 その他	P10

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。またスクールカウンセラー等を活用して、より実効的ないじめ問題の解決を図る。

(1) 名称

いじめ防止対策委員会

(2) 構成員

校長、准校長、教頭、首席、部主事

養護教諭、生徒指導主事、生活安全部長

(必要に応じて) 人権委員(各学部1名)、保健主事、

学年主任、担任、学年生活安全部

(3) 役割

ア 未然防止

○ いじめの未然防止の為、いじめが起きにくい・いじめを許さない
環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

○ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口
としての役割

○ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報
や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
役割

○ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間
関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催する
など情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート
調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか
否かの判断を行う役割

○ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導
の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的
に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画
の作成・実行・検証・修正を行う役割

○ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの
防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能
しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の
見直しを行う役割(PDCA サイクルの実行を含む。)

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

八尾支援学校 いじめ防止年間計画				
	小学部	中学部	高等部	学校全体
4月	個別の教育支援計画作成 (生徒の実態把握)	個別の教育支援計画作成 (生徒の実態把握)	個別の教育支援計画作成 (生徒の実態把握)	人権研修 第1回 いじめ防止対策委員会 (年間計画の確認等)
	懇談会・家庭訪問 (家庭での様子の把握)	懇談会・家庭訪問 (家庭での様子の把握)	懇談会・家庭訪問 (家庭での様子の把握)	「学校いじめ防止基本 方針」のHP更新
5月	運動会	運動会	運動会	いじめ対応セルフチェック シート
6月	校外学習(1～4・6年)	校外学習(1・3年)	校外学習(1～3年)	＊いじめ等アンケート実施 (年3回)
7月	宿泊学習(5年)	宿泊学習(2年)		第2回 いじめ防止対策委員会
	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	人権研修
	懇談会	懇談会	懇談会	
9月	校外学習(1～5年)	校外学習(1年)	修学旅行(2・3年)	
	修学旅行(6年)	宿泊学習(2年)		
10月		修学旅行(3年)		
	学習発表会	学習発表会	学習発表会	人権研修 学校運営協議会 (必要に応じて報告)
11月				
1月				
2月	作品展 懇談会	作品展 懇談会	作品展 懇談会	第3回 いじめ防止対策委員会

5 取組状況(PDCA)

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ防止対策委員会を、年3回開催し、年間計画の確認、学校いじめ防止基本方針の改定、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また必要に応じて、未然防止のための体制の強化や、個別の事象に対する協議を行う。

第2章 いじめ防止

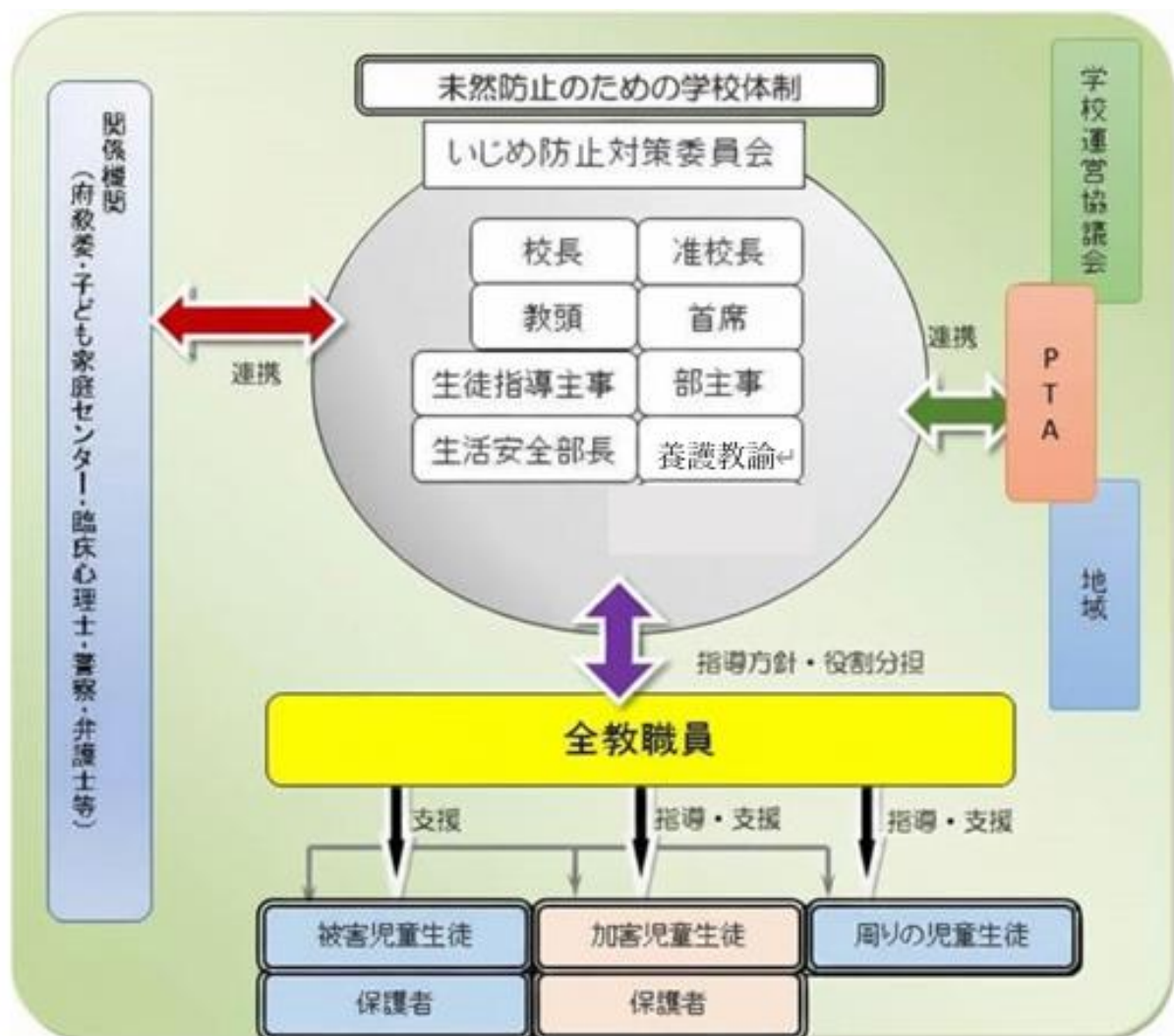
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 未然防止のための学校体制

通常のいじめ防止対策委員会のメンバーに加え、必要に応じて保健主事・学年主任・担任・学年生活安全部・人権委員等を交えて、より児童・生徒の実態に合った対応を協議する。



3 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解と人権意識の向上を図るため、教職員に対して定期的に研修を実施する。児童生徒に対しては、授業を含めたあらゆる教育活動の場面において、人権尊重の重要性の啓発、指導に取り組む。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やし、人との正しい関わり方について学ぶことが必要である。

- (3) 指導上の注意としては、学級の決まりやルールが児童生徒に分かりやすく示されていることが大切である。また、分かりやすい授業づくりを進めるために、視覚的支援を活用し児童生徒に見通しを持たせることが必要である。

安定した気持ちで学校生活を送ることはいじめ発生の抑制につながるため、日々の教育活動の充実が大切である。

- (4) 児童生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、交流及び共同学習、実習など体験教育を充実させることが必要である。

- (5) いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員間で適切な連携を図れるような関係づくりに留意することが必要である。不適切な対応があった場合、速やかにいじめ防止対策委員会に対応する。

- (6) 自己有用感や自己肯定感を育むために、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験ができるよう、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を持つようにする工夫が必要である。

- (7) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、児童会や生徒会活動によるいじめの防止の訴えや、解決を図れるような取り組みを進めることが必要である。

第3章 早期発見

Ⅰ 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

欠席や遅刻の増加の目に見える変化はもちろんのこと、「何となく元気がない」「給食の量が減った」「スクールバスでの様子が今までと違う」等の児童生徒が発する小さな変化やサインも見逃してはならない。

そのために教職員は、授業中だけでなく休み時間等にも声をかけて児童生徒の様子に注意をはらい、連絡帳や電話連絡、随時家庭訪問を行うことにより家庭での様子の変化に気づき、保護者との連携を深める必要がある。

また、会議や研修の場で情報交換を密に行うことにより、児童生徒の様子の変化や保護者からの情報を共有できるよう努めなければならない。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを年に3回実施する。また、日常的な相談窓口として「みんなの相談ポスト」を事務室前に設置する。
- (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、学級懇談会や PTA の保護者懇親会を必要に応じて開催する。
- (3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して定期的に相談できる体制として、「心の健康相談」等を月に1回実施する。
- (4) 「ホームページ」により、相談体制を広く周知する。
定例人権委員会や学校協議会により、適正に機能しているかなど、定期的に体制を検証する。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報について、外部機関に提供する場合は原則として、生徒および保護者の同意を得た上で、校長・准校長の了承を得ることとする。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に向けて大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると思う。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めて適切な指導をする。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(人権委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (3) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

(1) いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、人権委員会が中心となって対応する。また状況に応じて、関係機関の協力を得ることとする。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な指導・支援を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて子ども関係機関の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、学級での指導や学年集会を通じて自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞したら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを日々の教育活動を通じて児童生徒に徹底して指導・支援する。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、必要に応じて関係機関とも連携する。

運動会や学習発表会、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童・生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力などを学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3ヶ月を目安)

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第5章 その他

附則 ・この基本方針は平成26年1月31日より施行する

・平成29年12月22日改定

・平成30年 7月 2日改定

・令和 8年 4月 28日改定